

資料No.2	後期高齢支援システム標準化 検討会（第2回）
	令和4年3月18日

後期高齢支援システムの標準化について

令和4年3月18日

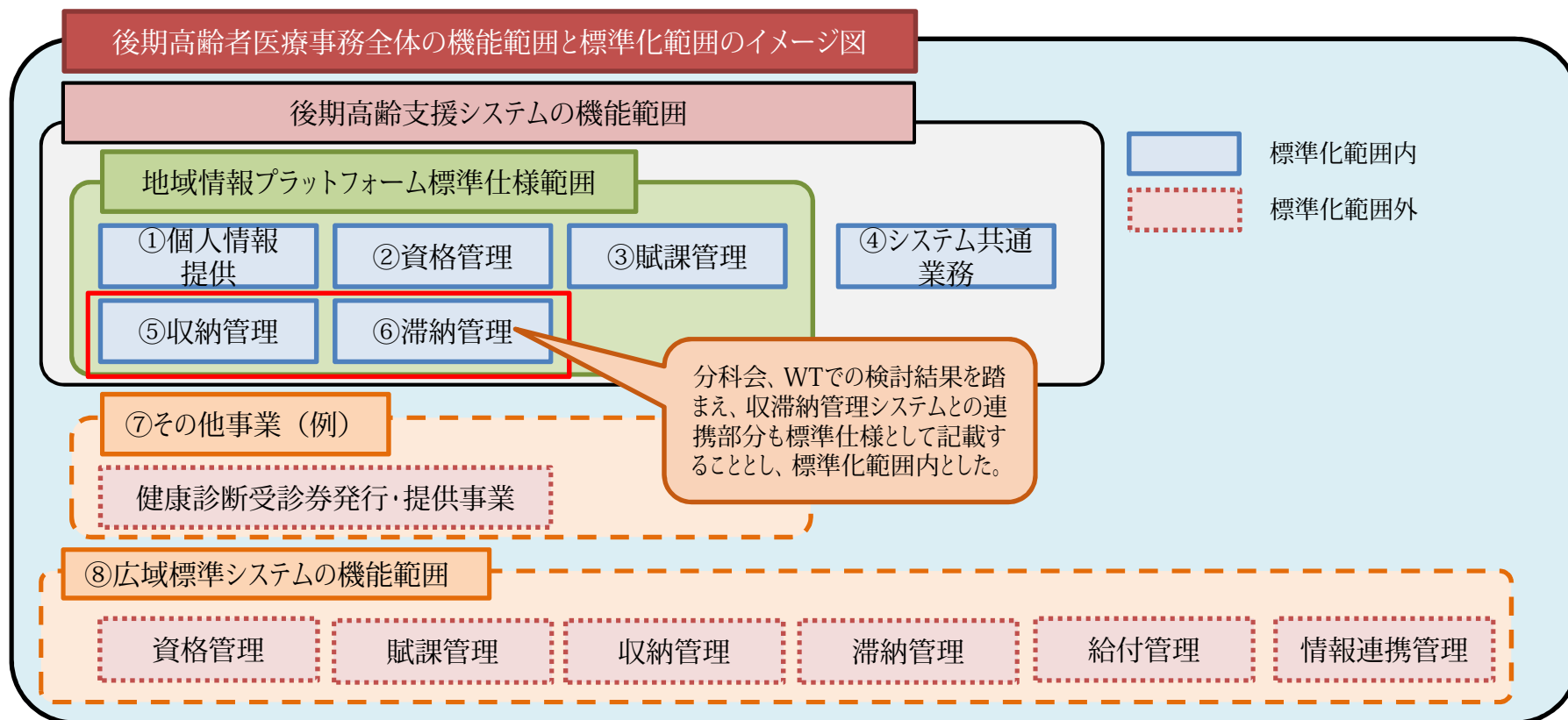
1. 後期高齢支援システムにおける標準仕様書の作成について

- 1.1 標準化の対象について
- 1.2 主要な論点の整理について
- 1.3 追加検討事項について

1.1 標準化の対象について

後期高齢支援システム標準化の対象分野の詳細について、以下に記載する。

- 地域情報プラットフォーム標準仕様で規定されている「①個人情報提供」、「②資格管理」、「③賦課管理」、「⑤収納管理」、「⑥滞納管理」に関して、標準化対象として取り扱う。
業務機能の基本となる「④システム共通業務」も取り扱う。
- 各自治体で実施している「⑦その他事業」等で利用する機能は、地域の実情に応じて住民サービス向上のため、創意工夫してサービスを実施しているものであり、高齢者の医療の確保に関する法律において規定されていない範囲については、標準化対象外として取り扱うこととする。
- また、「⑧広域標準システムの機能範囲」についても、前述のとおり標準化対象外として取り扱うこととする。



1.2 主要な論点の整理について

前回検討会において議論となった主要な論点について、市区町村WT、ベンダ分科会を踏まえた検討結果を整理した。

次ページ以降、主要な論点及び結論等を記載する。

1.2.1 主要な論点の整理について（収滞納管理システムとの連携）

論点

収滞納管理システムについては、「税システム」に関連する標準化検討会においても議論されているが、「料」に係る業務は対象範囲外とされていることを受けて、後期高齢支援システム(後期高齢者医療保険料)において標準化の対象とする範囲を検討した。

結論

「収滞納管理システム」は現状既に使用されている場合、市区町村業務を行う上では必要なものであることを前提として、標準仕様書（案）にその仕様を考慮した要件を記載することとした（標準オプションとして規定）。

標準仕様書（案）への反映事項

<標準仕様書（案）（本紙）>

・「保険料収納」「保険料滞納」業務の要件について「後期高齢支援システム」以外の「収滞納管理システム等」で実現する場合は、どちらで実現するかは問わない

<機能・帳票要件>

以下のデータに関する連携要件を規定（ただし、連携先システムが不定のため規定外の項目の連携は標準化対象外）

後期高齢支援システム⇒収滞納管理システム

No.	送付対象情報	検討のベースとするインタフェース
1	被保険者の情報	広域標準システムから受領する被保険者情報
2	保険料の情報	広域標準システムに連携する期割情報
3	滞納に関する情報	広域標準システムに連携する滞納者情報

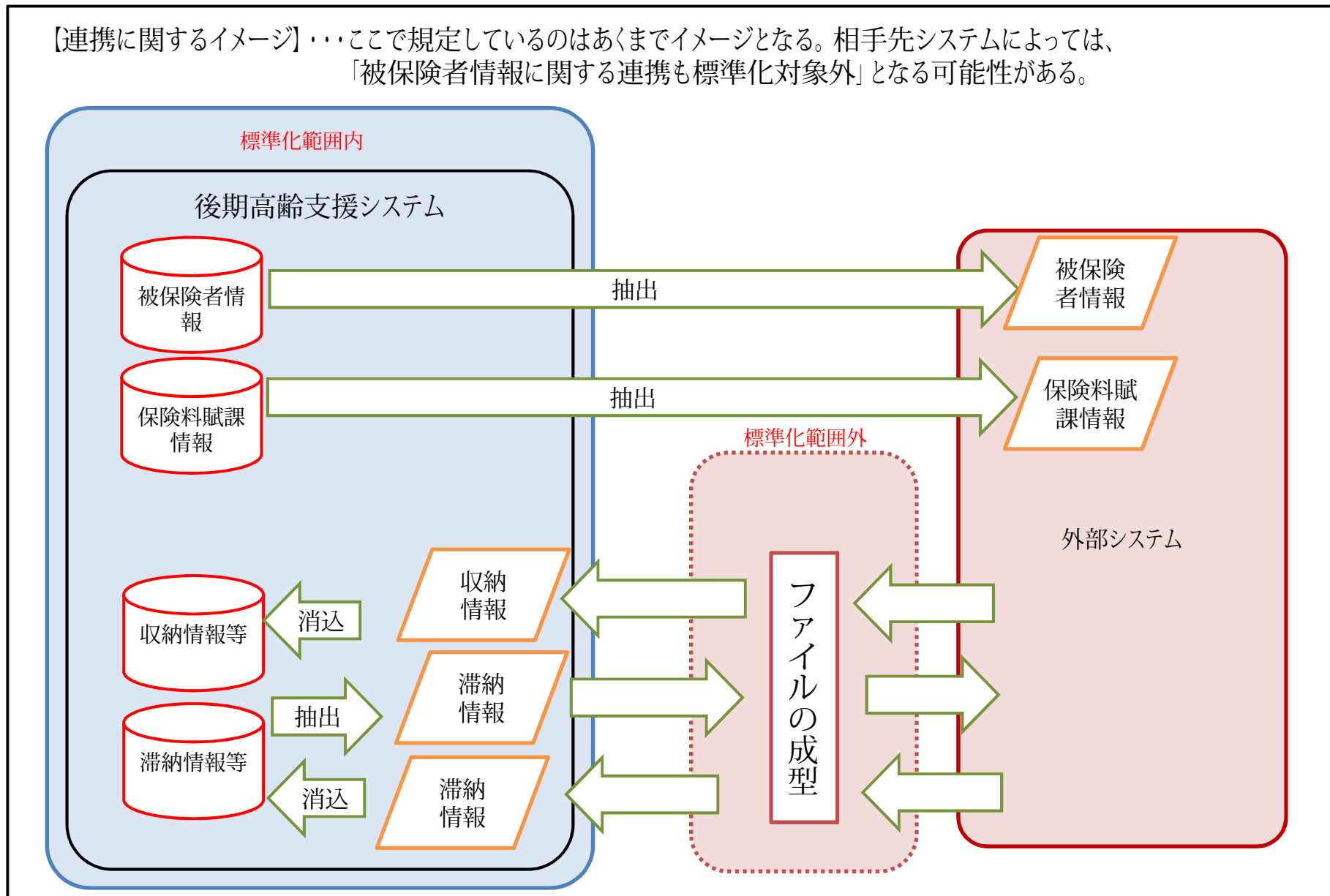
収滞納管理システム⇒後期高齢支援システム

No.	受領対象情報	元となる標準化されたインタフェース
1	保険料の収納情報	広域標準システムに連携する収納情報
2	保険料の滞納情報（差押え処分に関する情報なども含む）	なし（項目は国保システムの滞納管理項目をベース）

標準化対象外とする範囲の概念は次ページを参照。

1.2.1 主要な論点の整理について（収滞納管理システムとの連携）

【連携に関するイメージ】…ここで規定しているのはあくまでイメージとなる。相手先システムによっては、「被保険者情報に関する連携も標準化対象外」となる可能性がある。



1.2.2 主要な論点の整理について（市区町村の独自給付）

論点

各市区町村が独自に提供する以下のような事業について

- ・後期高齢者医療の対象となっている経費について、独自の補助により、本人負担を低減するような事業（独自減免や地方単独事業における本人負担額への一定額の補助等）
- ・後期高齢者医療で義務づけられていない事業（保健事業等）

自治体における現在の業務を実施不可としないために、検討すべき事項があるかを確認する。

結論

全国自治体のアンケート結果、構成員（自治体）へのヒアリングなどから以下2要件が導出された。

- （1）健診事業の対応（対象者の抽出など）
後期高齢被保険者の抽出は、EUC機能で実現可能であり、個別要件として記載する要件とまでは言えない。
- （2）葬祭費の上乗せ支給（広域支給分に市区町村が上乗せ支給）
葬祭費は、重複支給防止のために広域標準システムにおける支給処理を契機として、その支給情報を医療保険者向け中間サーバ等に副本として送付するという業務が存在するため、市区町村で支給処理を行うとこの要件が基本的には実現できない。
また、後期高齢支援システムの機能要件として盛り込む場合、広域標準システムが既に保持している給付業務の機能を二重に後期高齢支援システムに保持することになる。

上記を踏まえ、標準仕様書（案）に令和3年度の事業において独自事業の要件を盛り込むことはせず、全国への意見収集の後、実装・検討の要請が具体的要件としてあった場合、令和4年度に検討するという取扱いとした。

1.2.3 主要な論点の整理について（文字情報基盤への対応）

論点

文字情報基盤対応における過渡期（広域連合の区域内の市区町村全ての対応が完了まで）の要件をどこまで規定するか
文字基盤移行には以下の課題が存在する。

課題

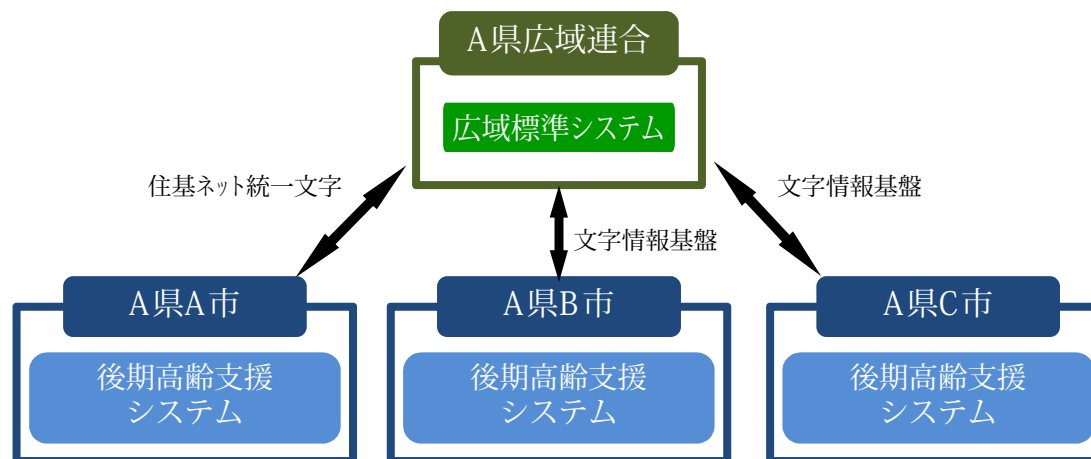
【課題1】

文字情報基盤に対応する場合、広域標準システムの文字情報基盤対応に合わせ、以下のどちらかの対応が必要

- ① 領域拡張後のインタフェース（2バイト⇒最大8バイト）に対応する。
- ② 広域連合、市区町村の外部インタフェースファイルについて可変長のファイルに変更する。

【課題2】

文字情報基盤に対応したデータを授受する場合には、広域標準システムも文字情報基盤に対応したシステム、及びインタフェースファイルを取り込める必要があるが、広域内の市区町村の切替は段階的である。



そのため、従来のインタフェース（住基ネット統一文字）で送りたい市区町村と、新しいインタフェース（文字情報基盤）で送りたい市区町村が混在する。この過渡期に対応するには、広域標準システムまたは後期高齢支援システムのどちらかで新・旧両方のインタフェースに対応し、広域連合の区域内の全ての市区町村の文字コードを統一していく必要がある。

1.2.3 主要な論点の整理について（文字情報基盤への対応）

結論

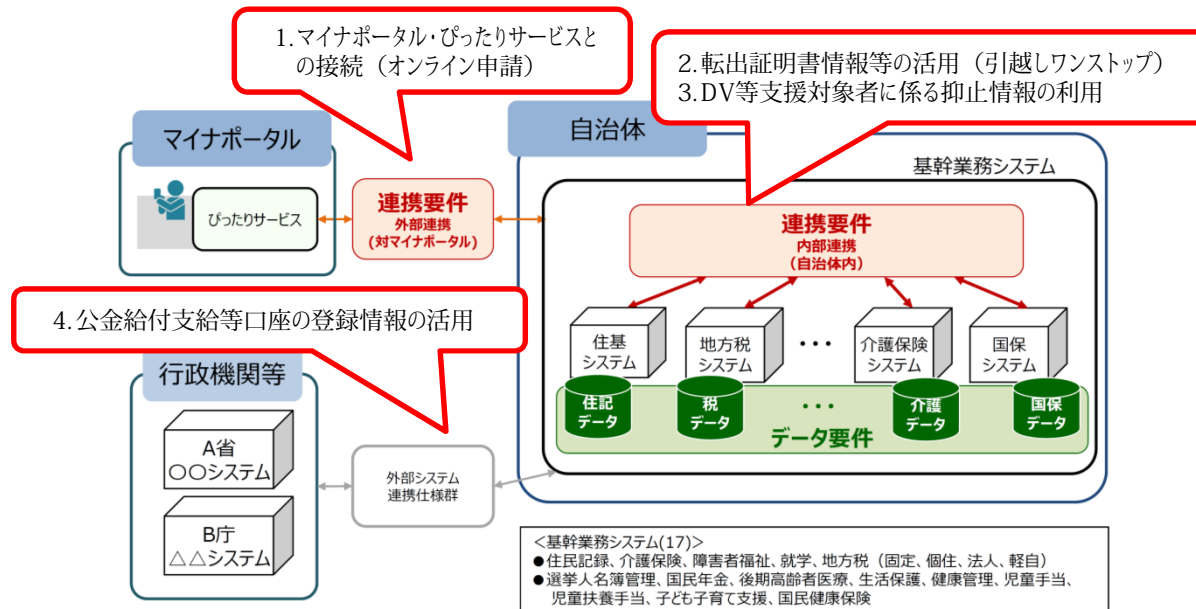
今後、広域標準システムでは、クラウド化の対応を行う予定であり、当該クラウド化の要件の中では、この文字情報基盤の対応は実施されない見込みとなっている。そのため、課題1、課題2ともに、広域標準システムでの対応の検討は、このクラウド化に対応する次期システムベンダが選定されて以降となることから、現時点では当該方式について検討の推進が困難である。

そのため、令和3年度は、標準仕様書（案）には文字情報基盤に対応していることまでを要件として記載し、具体的な過渡期における機能要件については、上記の検討が可能になり次第、追記するとした。

1.2.4 主要な論点の整理について（BPR改革への対応について）

論点

デジタル庁にて指定されているBPR改革への対応について、前回検討会で令和3年度検討対象外としたNo.2を除き、後期高齢支援システムにおける要件を検討した。



No.	対象
1	マイナポータル・びったりサービスとの接続（オンライン申請）
2	転出証明書情報等の活用（引越しワンストップ）
3	DV等支援対象者に係る抑止情報の利用
4	公金給付支給等口座の登録情報の活用

1.2.4 主要な論点の整理について（BPR改革への対応について）

結論

検討結果を以下に示す。

No.	対象	結論
1	マイナポータル・びったりサービスの接続（オンライン申請）	自治体へのヒアリングの結果、以下の3件が対象候補として挙げられた。 <ul style="list-style-type: none"> ・「納付方法変更の申請」 ・「振替口座の登録申請」 ・「納付証明書の発行受付」 ただし、行政手続きの電子化については、自治体の行政手続きのオンライン化に係る手順書（令和3年7月7日）にも記載されているように、様々な手続きの整理や各種条例などの整備、対応に係る経費の試算等、種々の作業が必要となる。そのため、現状、標準仕様書（案）として記載しても、システムの機能以前の整理を実施する必要があり、機能が実現できない。このことから、 <u>本件については、令和3年度における標準仕様書（案）には記載しない方針とした。</u>
2	転出証明書情報等の活用（引越しワンストップ）	第1回検討会で提示したとおり、令和3年度の事業においては「標準化の検討対象外」としている。
3	DV等支援対象者に係る抑止情報の利用	DV等支援対象者に関しては、後期高齢支援システムのみに取り込んでも広域標準システムへの二重入力解消されないため、広域標準システムへの連携方法を以下2案で検討した。 案1：住民記録システムから直接、広域標準システムがデータを受領 案2：後期高齢支援システムを経由して広域標準システムに連携 案1の場合、市区町村と広域連合で同時にエラーが発生し、住民記録システムに対して双方に同一の問い合わせが発生する可能性がある。この情報連携の目的は「 <u>漏れなく対象者を確実に連携する</u> 」ことを第一としておくべき事案と考え、「 <u>案2</u> 」を前提として標準仕様書（案）を記載した。 管理が必要な対象者に住登外者も存在するため、後期高齢支援システムで管理し、広域標準システムに連携できる要件も加味した。 なお、現状、広域標準システムには該当のデータを取り込む機能が存在しない。この機能については現時点での開発は計画されていないため、機能要件上の記載は、広域連合に提供可能なデータを出力できることという記載にとどめている。
4	公金給付支給等口座の登録情報の活用	第1回検討会で提示したとおり、帳票レイアウトを除き、以下の要件を反映。 業務フロー：公金口座を情報照会する運用を記載。 機能帳票要件：公金口座を管理できることを要件として記載。 帳票レイアウト：還付に関する申請書に公金口座を使用する旨を反映予定（広域標準システムでのレイアウト確定後）。

1.3 追加検討事項について

前回検討会で提起した事項以外に、その後の調査、ヒアリング、他システムでの検討状況を踏まえ、以下の4点について市区町村WT、ベンダ分科会で主要論点として整理を行っている。

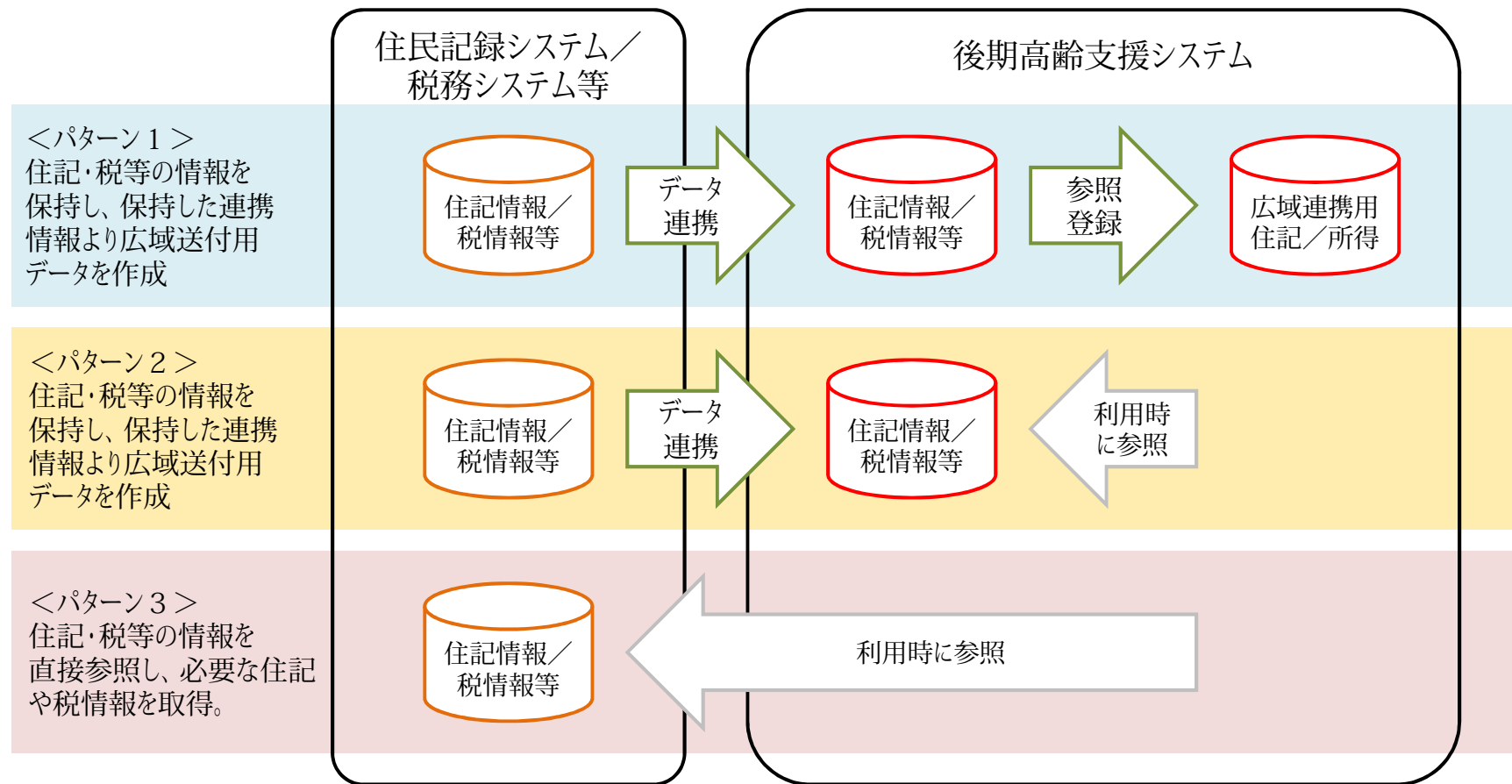
- ① 共通基盤への対応について
- ② 帳票の文言マスタ対応について
- ③ 納入通知書の様式統一について
- ④ 納付書について

いずれも検討した内容を踏まえ、標準仕様書（案）には反映を行っている。
次ページ以降、その検討内容と結論を記載する。

1.3.1 追加検討事項について（共通基盤への対応について）

○ 検討における前提（基幹系他システム連携機能について）

基幹系業務との他システム連携機能において、介護保険システムと同様、住記情報や税情報を後期高齢支援システム内で保持してもしなくても、どちらでも機能上の影響はないと考えられる。そのため、どの方式（主に下図のパターン）での実装も可能と定義することを考えている。

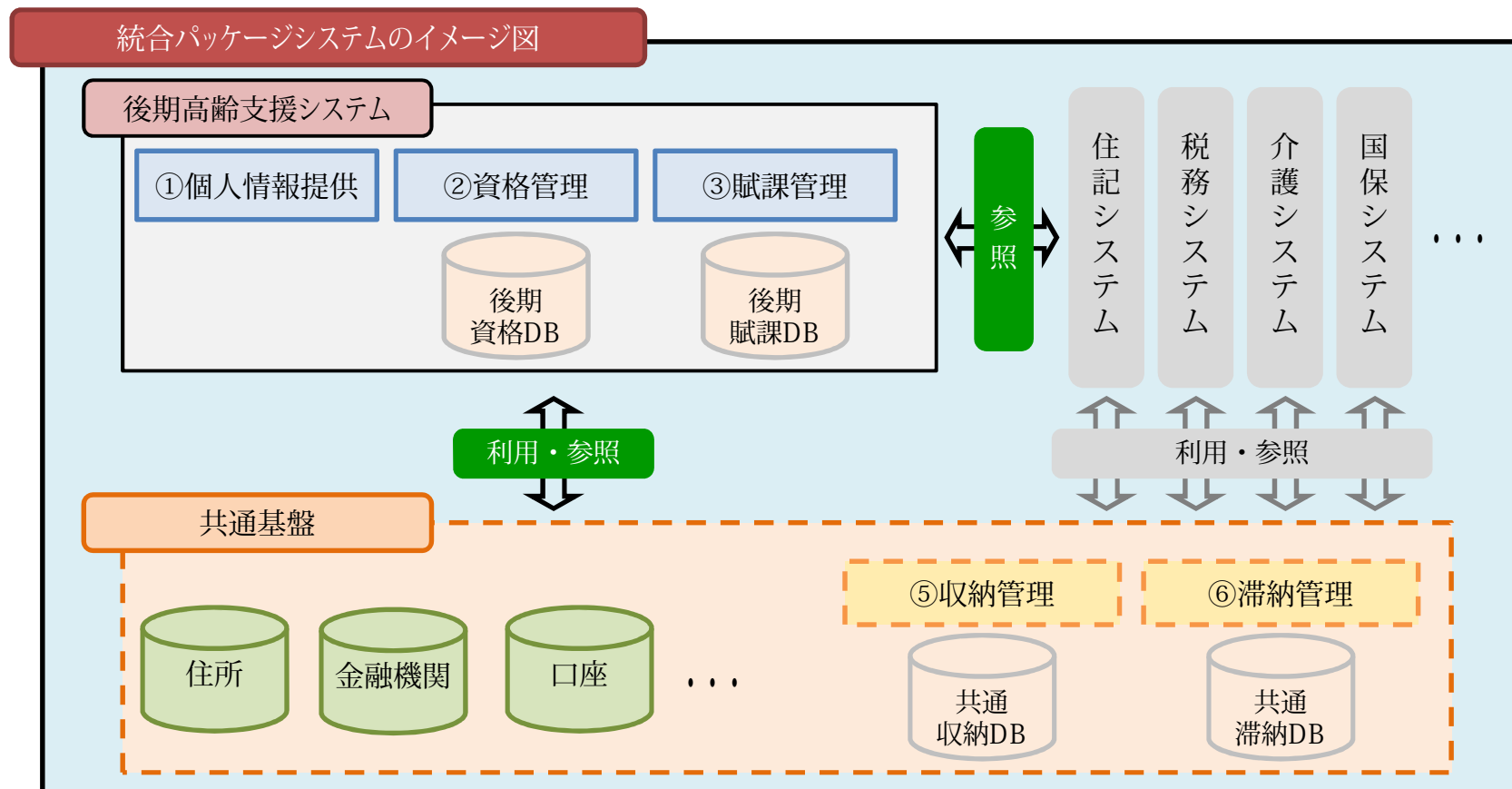


この＜パターン3＞の考え方を実現する方式として「共通基盤」というものが採用されている。

1.3.1 追加検討事項について（共通基盤への対応について）

○ 検討における前提（その2）

自治体システムの構成は、主に業務専用パッケージシステムと、統合パッケージシステム（オールインワンパッケージ）の2つに分かれる。統合パッケージシステムでは、各関連システムのデータベースや、システム共通機能（住所辞書、金融機関マスタ等）の一部または全部が、統合パッケージシステム内に構築された「共通基盤」に保持した各種マスターデータを、利用時に参照する仕組みとなっている。また、業務専用パッケージを導入している自治体でも、マルチベンダによる仕様差異を吸収するために、独自のシステム共通基盤を構築していることがある。



1.3.1 追加検討事項について（共通基盤への対応について）

論点

前述の共通基盤方式については、その実装を妨げるルールはないという認識である。そのため、後期高齢者医療以外の業務でも必要とするデータ・機能を、「共通基盤」で保持・実装し、利用・参照することにおける機能・帳票要件をどのように記載するか決定したい。

結論

第1グループや他の第2グループにおける記載を踏まえて、後期高齢支援システムは、介護保険システムのように複数のシステムと連携することから、標準仕様書（案）の記載は介護保険システムの記載に合わせ、以下のような内容を対象とする機能要件に反映している。

（記載例）

【共通1.2.2】 =====

・住登外システムと連携し、住登外情報（異動情報を含む）を後期高齢支援システムで利用できること。

※1 「住登外システムと連携」は、共通基盤等との連携を含む。

※2 データの参照、取り込み（サブセット化）は問わず、後期高齢支援システムで利用できること。

※3 連携頻度は随時・日次・月次等とする。

※4 個人番号(マイナンバー)も連携すること。

1.3.2 追加検討事項について（帳票の文言マスタ対応について）

論点

標準仕様書（案）で定める帳票レイアウト（案）については、原則、カスタマイズを行わない前提で議論が行われている。これを踏まえ、住民向け帳票について文言の固定打ち部分を市区町村の意向を考慮し、一定量ノンカスタマイズで変更可能とする方法を検討する必要があるが、どのような仕様とするか。

結論

介護保険の標準仕様書で検討されていた固定文言は、帳票上に直接規定するのではなく、「文言マスタ」から取得する（帳票定義上は固定の文言が存在せず、「NNNNNNN」といった可変の値が設定されており、ユーザが設定値をシステム上で設定することでそこに出力する文言を任意に変更できるようにする）といった対応を取ることにし、帳票レイアウト、帳票詳細要件に反映した。

<文言マスタの実装例>

タイトル1や案内文2など具体的出力内容が表されていないものは文言マスタで規定された文言が出るエリアとなる。

通番	システム印字項目	必須	実装項目 オプション	不可	印字編集条件など
1	タイトル1 [相当年度]	●			文言マスタで、印字有無が「有」となっている場合は、決定内容によって以下の例のように設定された文言を印字すること [相当年度]: システム印字項目 (和暦表記) (印字例1: 賦課決定通知) [相当年度]年度 後期高齢者医療保険料額 決定通知書 (印字例2: 賦課変更決定通知) [相当年度]年度 後期高齢者医療保険料額 変更決定通知書
2	通知書番号	●			機能・帳票要件における「文書番号」の扱いと同様とする 共通の「宛名シール印刷用帳票」の以下項目と同じ 郵便番号、住所、方書、氏名、対象者氏名、カスタマバーコード、対象者番号
3	窓あき宛名	●			

1.3.3 追加検討事項について（納入通知書の様式統一について）

論点

主たるカスタマイズの内容について全国の自治体に調査したところ、納入通知書に関するカスタマイズを代表例にあげた自治体が100を越えて存在した。これは、保険料の決定通知（年額、賦課根拠）は広域連合が元データを作成し、市区町村が期割をした納入通知を作成するという後期高齢者医療固有の課題による。このため、市区町村における標準様式を決定通知と納入通知を兼ねた様式とするとはどうか。

結論

自治体における様式としては、専用紙、A4等があったが、A4を「実装必須」、A3を「標準オプション」として2様式定めることとした。

様式としては以下の組み合わせを定義した。なお、納付書とペアにしているケースもあったが、専用用紙ありきの考え方となるため、納付書は別様式とする前提としている。

No.	徴収方法	区分	種類	発送する通知
1	特別徴収	年次	—	①保険料額決定通知書 兼 特別徴収開始（継続）通知書 兼 納入通知書
2		月次	仮徴収	②仮徴収額決定（変更）通知書 兼 仮徴収中止通知書 兼 納入通知書
3		月次	本徴収	③保険料額（変更）通知書 兼 特別徴収中止通知書 兼 納入通知書
4	普通徴収	年次	—	①保険料額決定通知書（暫定保険料額決定通知書） 兼 納入通知書（特徴と様式も兼ねる） ④納付書（口座振替以外の場合）
5		月次	—	③保険料額（変更）通知書 兼 納入通知書（特徴と様式も兼ねる） ④納付書（口座振替以外の場合）

1.3.4 追加検討事項について（納付書について）

論点

納付書の様式については、市区町村ごとにカスタマイズが行われている実態から、介護保険の標準仕様書1.0版と同様、標準仕様書（案）における帳票レイアウトの対象外として考えていたが、資料の意見照会時に構成員から、「更新版の介護保険の標準仕様書1.1版で記載予定の内容と同様に税務システムに準ずる形としてはどうか」とご意見をいただいた。これを踏まえて納付書の要件をどう規定するか検討を行った。

=====【介護保険の標準仕様書（更新予定の内容）の「実装必須」部分から抜粋】=====

賦課処理の行われた普通徴収対象者について、納付書を出力できること。

※ 他税料目等も合わせた取り組みとして、コンビニ納付等の多様な納付方法への対応を行っている自治体が多いため、納付書に必要な項目は自治体毎に異なる
多様な納付方法への対応は、住民の利便性向上を目的とした取り組みであることから、納付書の帳票詳細要件を統一しないこととする

※1 帳票詳細要件・帳票レイアウトについては、税務システム標準仕様書における「納付書（全期前納・期別納付書用）」に準ずる形とする。ただし、「課税内容」「税額」等、税務特有の項目名については、適宜保険料に適する項目名に読み替えることとする

※2 納付書について、以下の山分けができること

- ・代理納付有無
- ・被保険者単位
- ・賦課年度単位

=====

1.3.4 追加検討事項について（納付書について）

結論

税の標準仕様書をそのまま反映することは実態にそぐわない部分（全ての機能が実装必須となっている、納付書がマルチペイメント適用前提となっている等）があったため、後期高齢支援システムとして要件を規定した。

自治体へのヒアリングを行った結果、コンビニ収納については、どの自治体においてもニーズがあるという見解であったが、その他の収納方法については、その必要性についての見解は様々であったことを踏まえ、コンビニ収納への対応を「実装必須」とした。

=====
<実装必須>

納付書の出力ができること（金融機関・郵便局・コンビニで使用できる納付書を出力できること）

<標準オプション>

納付書の出力ができること（クレジット納付、マルチペイメント、JPQRの規格（※）に対応した請求書払い用のQRコードの規格に対応した納付書を出力できること）。

=====
（※）経済産業省等が推進している支払用QRコードの統一規格。

また、帳票レイアウトについては以下の前提で規定した。

- ① 納付書の様式については、「実装必須」「標準オプション」の全ての項目を表した帳票様式を規定する。
- ② 帳票の項目については、以下の要件とした。
 - ・コンビニ収納にかかる項目は「実装必須」として定義
 - ・その他の収納方法にかかる項目は「標準オプション」として定義
 - ・運用の選択により非表示にする必要がある項目は、設定により出力の有無を選択可能とする。

1.3.4 追加検討事項について（納付書について）

結論

また、ここで規定した納付書を使用を前提として収納実績を消し込む必要があるため、収納実績取込に関する要件も同期をとって反映した。

<実装必須>

収納消込データに関して各納付チャネル（一般納付（OCR・パンチ）/口座振替/コンビニ納付）の収納データを取込、登録・修正・削除・照会ができること。全期前納の納付データから、期別ごとの消込用データが自動で作成できること。同一の期に対し、複数回の納付があった場合、複数納付データを管理し、当該期別の収納額を超過する場合、過誤納となること。

※ 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む

※ 他システムを参照し表示している場合は登録・修正・削除の処理は対象外。

<標準オプション>

収納消込データに関して各納付チャネル（クレジットカード納付/スマートフォン納付/マルチペイメントネットワーク）の収納データを取込、登録・修正・削除・照会ができること。

ただし、収納機関から連携される各種収納データは、業界内に統一標準がないため、ファイルの成型部分を「標準化の対象外」とした。

